

国民年金だより



年金受給者の皆様へ 「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に、それぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月に送付しています。

この通知書は、向こう1年間の年金支払額をお知らせするものです。(郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年6回支払月ごとに年金送金通知書が送付されます)

国民年金保険料を納めることが困難なときは **免除・納付猶予制度**をご利用ください

国民年金の保険料は15,020円(平成23年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))又は猶予される制度があり、次の3種類があります。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除又は一部納付(一部免除)となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円	全額が免除	1/2が反映
1/4納付(3/4免除)	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3,760円	5/8が反映
半額納付(半額免除)	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7,510円	6/8が反映
3/4納付(1/4免除)	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	11,270円	7/8が反映

※保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額(注)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注)平成23年度の所得基準(申請者本人と配偶者の前年所得)
(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円

3 学生納付特例申請

学生(注1)で本人に前年度所得が一定額(注2)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注1)大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程に在学している方(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る))、一部の海外大学の日本分校に在学している方

(注2)平成23年度の所得基準(申請者本人の前年所得)
118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円

手続き(申請)について

申請の時期については、①②当年7月から翌年7月まで③当年4月から翌年4月までの間に住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。